

〈原著〉

療養所訪問を通してハンセン病問題を考える（3）

菊 地 和 美（藤女子大学 人間生活学部 食物栄養学科 ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会）

浅 川 身奈栄（ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会）

ハンセン病国賠訴訟熊本判決から10年が経過し、この間、ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会・全国ハンセン病療養所入所者協議会・ハンセン病国賠訴訟弁護団らが、毎年厚生労働省との定期協議を粘り強く続けているが、ハンセン病問題には、まだまだ解決せずに残されている課題が多数ある。

2011年12月ならびに2012年2月25日～26日、国立療養所松丘保養園（青森県）を事務局の2人（浅川・菊地）で訪問した。今回は、2回にわたり、国立療養所松丘保養園を訪問し、園内見学や回復者との懇談、将来構想について自治会長や北海道民会長にお聞きした内容を報告したいと思う。

キーワード：ハンセン病問題、社会復帰、ハンセン病問題基本法

はじめに～ハンセン病問題を取り巻く状況～

ハンセン病国賠訴訟熊本判決から10年が経過し、この間、ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会（全原協）・全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）・ハンセン病国賠訴訟弁護団らが、毎年厚生労働省との定期協議を粘り強く続けているが、ハンセン病問題には、まだまだ解決せずに残されている課題が多数ある。

2008年より6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められたが、2011年6月22日には厚生労働省正面玄関の前庭に、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」が建立され、除幕式が行われた。

碑には、「ハンセン病の患者であった方々などが強いられてき苦痛と苦難に対し、深く反省し、率直にお詫びするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する 平成23年6月厚生労働省」と刻まれている。

現在13か所の国立療養所で生活する回復者は、2011年5月時点で2275名、平均年齢81.6歳であり、年間150名前後の方々が亡くなっている。国は「最後の一人まで安心して生活できるようにする」と約束したが、医師不足、看護・介護職員の削減（退職者の後補充を

しない）等、必ずしもその約束が守られていない現状がある。

2009年4月より施行された「ハンセン病問題基本法」（基本法）の施行を受けて、ハンセン病療養所が法律の制限を受けずに、社会に開かれた施設として使用できる可能性が上げられた。現在、13療養所のうち11療養所で、療養所の将来構想案がまとめられつつあり、その内容としては、地域に開かれた①医療施設、②福祉施設、③人権・教育の砦としての施設利用等が検討されている。

現在入所されている方々が安心して生活できる環境を維持しつつ、一般市民も利用できる施設へと切り替えることが療養所の社会化としての共通課題となっている。

当会は、2002年6月に結成し、「熊本判決を踏まえ、真実を学び、考え、行動しよう」を合言葉に、療養所訪問、回復者の方々との交流、関連団体との協力などによる映画会・集会の開催などの活動を微力ながら続けてきた。

今回は、2011年12月と2012年2月の2回にわたり、国立療養所松丘保養園（青森県）を事務局の2人（浅川・菊地）で訪問した内容について、報告したいと思う。



(画像1 納骨堂)



(画像2 面会人宿泊所)

1. 国立療養所松丘保養園の概要

最北端のハンセン病療養所である国立療養所松丘保養園は、明治42年4月1日に東北6県および北海道の連合として、「第2区道県立北部保養院」の名称で設立された。当初、油川村の隔離病舎に90床が配置になり、同年10月1日に現在地に移転された。

松丘保養園は、昭和33年には950床になり、その後、入所者数は次第に減少している。医療法の定床は平成18年2月477床、平成22年4月415床、平成22年8月では139床であった。

松丘保養園の基本理念¹⁾には、『私達は、入所者一人ひとりが歩んできた道のりと生命の尊さを深く認識し、地域の人々と共に歩む、豊かでこころ安らかな療養環境の提供に努めます』が示されている。

松丘保養園の概要を挙げてみると敷地面積は237.966m²であり、鉄筋コンクリート建 51棟、管理治療棟、第一病棟、鉄骨造建 33棟、松丘会館、不自由者看護棟、コンクリートブロック造建 20棟、居住者棟、公務員宿舎、木造建 90棟、納骨堂(画像1)、面会人宿泊所(画像2)・図書娯楽室などが配置している。

2. 自治会長による将来構想について懇談

自治会長I氏に松丘保養園の将来構想について、話を伺った。現在、松丘保養園では男女比が55:66(計121名)、平均年齢は82歳とのことであった(90歳以上は約15名在園されているとのことであった)。物故者数は開園以来1628名にのぼる。管理治療棟であるセンター入所者は88名(約73%)にわたり、その他、一般居住者棟の入所者の中にはセンター入居希望者もいるが「空き部屋がない状態であることが課題である」と自治会長は語っていた。松丘保養園はもともと患者

の力で支えあってきたという背景があるが、入所者の高齢化に伴い、風呂場などにおける転倒防止やけがの心配など配慮の必要な事が増えているため、より手厚い介護や看護が求められると語っていた。近年は、買い物ツアーやコーヒー喫茶(毎週1回金曜日センタースタッフによる運営)など入所者同士の交流する機会の増加がみられるという話も伺った。

国の政策による介護担当者数の減少という現状も大きな問題であり、松丘保養園ではこれからも保険診療による手続きを行った上、最後の一人までお世話をしたいが「高齢化問題など自治会の運営・存続も難しい面がある」と自治会長は語っていた。

3. 松丘保養園の将来構想をすすめる会

「松丘保養園の将来構想をすすめる会」は事務局が入園者自治会事務所(画像3)におかれ、次のような基本方針にそって、共に学び、考え、その実現のために取り組むことを目的としている(画像4)。

- ① 過去の隔離政策に対する反省とその被害回復を旨としつつ、松丘保養園の入所者の人生に対する理



(画像3 入園者自治会事務所)



（画像4 松丘保養園の将来構想をすすめる会）

解を深め、ハンセン病に対する偏見・差別の解消を目指すこと

- ② 松丘保養園の入所者の意思を尊重し、入所者が松丘保養園において、充実した医療・介護を含む安心して豊かな生活を営むことができるようにすること
- ③ 松丘保養園が地域社会に根ざし、地域住民と共に歩み、地域の医療・福祉の充実に資するものとなること

ハンセン病問題の真の解決を目指し成立した「ハンセン病問題基本法」が施行され、約3年近くが経過した。今後は、「療養所の社会復帰」へむけて、基本理念に基づいた療養所の将来構想実現がすすめられて行くことが望まれる。

4. 北海道民会長との懇談

北海道民会長K氏に松丘保養園における北海道出身者について、話を伺った。現在、男女比が7：11（計18人）であり、一番年上は95歳女性とのことであった。この背景には男性が強制労働などによる栄養不良であったことも関係していると語っていた。

かつて北海道民会はよく活動していたが、現在は高齢化に伴って車いすの利用も多くなり、活動の場への参加者数も減ってきているとのことであった。一方、北海道の行政としての取り組み（平成23年6月北海道ハンセン病問題検証報告書）に対しては、「他県にはみられないような北海道らしい検証をして欲しいと願っていたが、立派な報告書ができてよかった」「北海道には里帰りに替わるものを提案して欲しい」という要望を挙げられていた。K氏が北海道知事へ宛てた要望書がきっかけとなり北海道の検証作業が行われたことを考えると、K氏にとって感慨深いものがあったことは察するに難くない。

また、K氏は、松丘保養園の将来構想について触れ、ゲートボールの室内コートができて20年以上になり、この間、地域住民との交流も盛んに行われ、選抜チームとして全国大会に参加する機会なども経験してきたが、高齢化に伴い参加できるメンバーが減ってきた事、北海道出身者同士でも「昔はふれあいが多かったが現在は、交流することが少なくなっている」「これからもみんなはどういう気持ちでいるのかを考えなくてはならない」と語っていた。

なお、第8回ハンセン病市民学会は平成24年5月に青森・宮城を会場に開催されるが、東北2ヶ所の療養所には北海道出身者が多く入所してきた経過から、啓発の分科会では北海道ハンセン病問題検証報告書についてもテーマに挙げられている。

おわりに～ハンセン病問題の課題について～

ハンセン病問題について、私達ができることはまず知ること・学ぶことだと思う。

平均年齢81歳を越える回復者の方々から、その体験や思い等の貴重なお話を聞き取り、私達ができることは何かを問い続けることは、まさに時間との闘いとも言えよう。また各療養所の入所者自治会の維持運営が困難になってきていると全療協の神会長などからも伺っており、ハンセン病問題を当事者の方々とともに、支え取り組んでいく市民の役割はますます大きくなっていくと感じている。

私達は今後も市民学会などの場に参加し、学び交流することと同時に、療養所を訪問し、回復者の方々の歩みを聞き取ることを続けて行きたい。

ハンセン病療養所の療養環境が整備され、回復者の方々が残された日々を安心して生活できるようになることを願ってやまない。

また併せて療養所をアウシュヴィッツのように「負の遺産」として残し、人権・教育の砦として利用することが、日本の歴史や私達の社会において、同じ過ちを繰り返さない事の誓いにもなるであろう。

戦前の日本占領下において、韓国・台湾の両療養所に強制隔離された元患者の方々に対する補償が、補償法改正（2006年1月）以降実施されており、これまでに台湾29人、韓国477人が補償を受けている（2011年6月時点）。当時の資料の焼失などから韓国の認定作業に時間を要してきたが、現在大詰めを迎えているようだ。次年度以降、この問題についても報告していきたいと思っている。

謝辞

本報告をまとめるに際して、ご協力いただきました国立療養所松丘保養園の関係各位に深謝致します。また、本報告は藤女子大学 QOL 研究所研究助成金(実践的活動)によって行われたましたことを付記致します。

参考文献

- 1) 国立療養所松丘保養園：案内パンフレット
- 2) 北海道ハンセン病問題検証報告書：北海道ハンセン病問題を検証する会議，2011年6月
- 3) ハンセン病違憲国賠訴訟弁護団：開かれた扉～ハンセン病裁判を闘った人たち～，講談社，2003年
- 4) 北海道弁護士会連合会：道弁連人権ブックレット No1 考えようハンセン病問題道内出身者が語る「奪われた人間の尊厳」，北海道弁護士会連合会発行，p 30-32，2005年
- 5) ハンセン病市民学会編：シンポジウム 療養所の将来像を考えよう～社会とのきずなを求めて，ハンセン病市民学会発行，2007年
- 6) 全国ハンセン氏病患者協議会：全患協運動史～ハンセン氏病患者のたたかひの記録～，一光社，1977年
- 7) 全療協(全国ハンセン病療養所入所者協議会)：復権への日月，光陽出版社，2001年
- 8) ハンセン病・国家賠償請求訴訟を支援する会：ハンセン病問題 これまでとこれから，日本評論社，2002年
- 9) 全療協：検証会議 ハンセン病と闘った人達に贈る書，光陽出版社，2005年
- 10) 全療協ニュース No.958，全国ハンセン病療養所入所者協議会，2010年11月1日
- 11) 人間第60号，群馬・ハンセン病訴訟を支援し，ともに生きる会，2011年1月1日

Think about issues related to Hansen's disease through visit to sanatoriums(3)

Kazumi KIKUCHI

(Fuji Women's University)

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

Minae ASAKAWA

(Hokkaido Association for People Who Recovered from Hansen's Disease)

On February 24, 2012, two staff members of the secretariat visited Matsuoka Hoyo-en Sanatorium located in Aomori City. Also on December, 2011, two staff members visited there. This time, we would like to report on a tour of a resource center, and what some recovered patients, including people from Hokkaido, talked to us about at the two visits. Matsuoka Hoyo-en sanatorium was started with 90 beds and it was called "The Northern Leprosarium of Second Division". It opened on April 1st in 1909. It was established and operated by the local governments of all the six prefectures of the Tohoku region and the Hokkaido.